

公 示 公 告

令和 2 年 1 月 2 8 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名
電子黒板の購入等
- 2 調達内容，引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：電子黒板の購入等

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和2年1月28日に公示公告した「電子黒板（以下「物品」という。）の購入等」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

電子黒板の購入等

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和2年2月10日（月）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定める物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。
- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
令和2年2月4日（火）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、令和2年2月5日（水）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとします。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：松上）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
令和2年2月10日（月）正午

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式

令和 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供 給 物 審 査 願

下記件名の見積合わせに参加したいので、別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
電子黒板の購入等
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品のメーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ等
※物品の製品名や機能等の要求要件について、カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
連絡担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

1 件名

電子黒板の購入等

2 品目及び規格

別表のとおり

3 引渡場所及び数量

知的財産高等裁判所（東京都千代田区霞が関 1－1－4） 1 式

4 引渡期限

令和 2 年 3 月 3 1 日（火）

5 納入作業

- (1) 受注者は、本件機器の納入に係る搬入、開梱等を含めた納品、組み立て作業を発注者が指定する場所において行うこととし、梱包材は持ち帰ること。
- (2) 発注者が指定するパソコンに納入機器を接続の上、正常に動作するか確認を行うこと。

6 その他

- (1) 受注者は、納入日等について、あらかじめ発注者と調整すること。
- (2) 納入に際して必要な機器等がある場合には、受注者が用意すること。
- (3) 受注者は、本件機器について、初期不良等による不具合が確認された場合には、早急に対応すること。
- (4) 受注者は、納入した機器の瑕疵を原因とする故障等については、引渡しが完了した日から最低 1 年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
- (5) 受注者は、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた事項については、最高裁判所と協議すること。

(別表)

要求仕様等

項 目		要求仕様
外形寸法		W1550×D160×H900(mm)程度。 ただし、専用スタンドに設置した際の高さが2000mmを超えないこと。
ディスプレイ	サイズ	65型
	解像度	1920×1080以上
	表示色	約1,670万色以上
	視野角	左右170度/上下170度 以上
	保護ガラス	強化ガラス 同等品
使用電源		100v(±10%)、50Hz ※100vの電源ケーブル1本で電源供給出来ること。
入力端子		HDMI、USBのほか、VGA、DVI-D、DisplayPort のうち1種類以上 ※パソコン等との接続に関しては「その他」参照
その他		①専用ソフトウェア等をインストールをすることなくケーブルを接続するだけで、ディスプレイに接続先のパソコン等の画面を表示でき、同画面に書き込みができること。 ②ディスプレイに書き込んだ内容を電子データ(word,excel,pdf,pptのうち1つ以上の形式)として保存できること。 ③ディスプレイ1台につき1本以上のタッチペンを添付すること。 ④専用のタッチペン以外でも操作可能であること。 ⑤キャスター付き専用スタンドを添付すること。 ⑥保守費用等のランニングコストが発生しないこと。 ⑦画面の拡大について、画面をボタン機能もしくは指を用いる事で拡大表示できること。 ⑧グリーン購入法適合品であること。
【参考規格品】		《ディスプレイ》 RICOH Interactive Whiteboard D6510 《スタンド》 RICOH Interactive Whiteboard スタンド タイプ3